様式第２号の４－②【⑷財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の４－①を用いること。

学校名	相模原看護専門学校
設置者名	公益財団法人相模原市健康福祉財団

１．財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.snvs.ac.jp/wp-content/themes/sagamiharakango/pdf/zaidan_kessan.pdf
収支計算書又は損益計算書	https://www.snvs.ac.jp/wp-content/themes/sagamiharakango/pdf/zaidan_kessan.pdf
財産目録	https://www.snvs.ac.jp/wp-content/themes/sagamiharakango/pdf/zaidan_kessan.pdf
事業報告書	https://www.snvs.ac.jp/wp-content/themes/sagamiharakango/pdf/zaidan_hokoku.pdf
監事による監査報告（書）	公表は電話等で予約後、本校にて開示。

２．教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士
医療	医療専門	看護	○	

修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3 年	昼	3015 単位時間／104 単位	1935 単位時間/77 単位	60 単位時間/3 単位	1020 単位時間/24 単位	単位時間/単位	単位時間/単位
			3015 単位時間／104 単位				

学生総定員数	学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
240 人	225 人	0 人	17 人	92 人	109 人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 授業計画書（シラバス）を記載した学習ガイダンスを作成し、全学生に配布している。
成績評価の基準・方法
（概要） 単位認定規程により、客観的な指標を設定して成績評価している。
卒業・進級の認定基準
（概要） 卒業認定基準は学則第 24 条において卒業の認定基準を定めている。 進級に関しては単位制のため認定基準はない。但し、単位の取得状況に応じ、教員会議で個別に判断し、本人の希望により留年を認定する場合もある。

学修支援等

（概要）
１．「教員会議」を定期的に実施
　多様な場面（学内・臨地実習等）で学生にかかわる際、指導は教員のその場の判断に委ねられることが多い。教員は学生とのかかわりに悩みや葛藤を抱え、不全感が募りやすい。建設的な指導へ臨めることを意図とし指導の体験を語れる場として「教員会議」を設け、学生の学習可能内容を明らかにし、学生指導に活かしている。
２．学校を休みがちな学生には、科目の時間数三分の二に達することができるよう、連絡や面接を計画的に実施している
３．単位未修得が確定した学生は
１）4 月の時点で時間割を提示し、計画的に受講できるようにクラス担当と共に年間受講計画の提出を求め、クラスへは受講しやすいよう受け入れ環境への指導を行う
２）面接により学習時間の確保については、自身の生活調整ができるよう具体的な助言（アルバイトの調整等）
３）面接により学習方法の具体的助言
４）長期休暇を利用した学習計画と学習指導

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
74 人 （100%）	0 人 （　0%）	68 人 （91.9%）	6 人 （　8.1%）

（主な就職、業界等）
病院

（就職指導内容）
学生の希望と個々の条件に合うように、本人が納得して就職先が決定できるよう、1 年生から面接を繰り返しながら、下記のポイントで指導していく
１）地域の主要施設から情報を得、就職先を考える事ができる事を目的に就職説明会を開催し、全員参加を促す
２）興味のある施設へインターンシップをすすめる
３）実習の経験もふまえた上で、以下の内容で面接を繰り返す（1，2 年年間 2 回　3 年生 3～4 回）
＊面接は定期のものと本人の希望による
①将来の夢・どのような看護師になりたいのか、どの様に働きたいのか
②めざす看護師像
③生活背景や本人の役割（独身・母・父　父母と一緒に生活しているか等）
④経済的側面：本人が主たる生計維持者か、奨学金はどの程度借りているか
４）施設の特徴（急性期・回復期・慢性期・療養型）は学生の能力や性格傾向に合っているかを客観的に助言する
５）施設の就職採用枠（人数）を確認しつつ情報として提供する

（主な学修成果（資格・検定等））
看護師国家試験受験資格

（備考）（任意記載事項）

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
234 人	5 人	2.1%

（中途退学の主な理由）
学生生活不適応

（中退防止・中退者支援のための取組）
○課題のある学生については、定期的にカウンセラーや精神科医（学校医）から助言を得て対応している。
○定期面接情報や、日々の関り、出欠席遅刻等の情報、試験結果、実習の様子等を教員間で共有（教員会議等において）し合いタイムリーに声をかけ、面接を行う等関わっていく。
○教員同士では、常時小さなことでも学生が相談できる環境づくりを心掛けている。
○中退者支援については、他校への受験等をする中退者に対し、在校時の成績等の証明書の発行を行っている。

②学校単位の情報

ａ）「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料（年間）	その他	備考（任意記載事項）
看護	150,000 円	500,000 円	330,000 円	※その他の金額は 3 年間の施設整備費及び実習教材費です。
修学支援（任意記載事項）				
財団奨学金制度有り（年額 40 万円）				

ｂ）学校評価

自己評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） https://snvs.ac.jp/about/#assessment		
第三者評価の基本方針（実施方法・体制）		
・評価は、相模原看護専門学校「学校関係者評価委員会」において行う。 ・評価委員選定の考え方は、看護師養成所である本校の学校運営に対して的確な評価をいただくため、評価委員として、実習病院の病院長、実習病院の看護部長、学校経営母体である相模原市健康福祉財団出資団体である相模原市および相模原市医師会の職員、本校卒業生の中から学校長が委嘱。 ・「学校関係者評価委員会」は、学校自己点検・自己評価委員会の評価結果に対する意見・学校運営改善への提言を行う。 ・評価項目は、「Ⅰ 教育理念・教育目的」「Ⅱ 教育目標」「Ⅲ 教育課程経営」「Ⅳ 教授・学習・評価課程」「Ⅴ 経営・管理課程」「Ⅵ 入学」「Ⅶ 卒業・就業・進学」「Ⅷ 地域社会・国際交流」「Ⅸ 研究」の 9 カテゴリー・125 項目 ・評価結果については、財団理事会に報告し、学校運営の改善に反映させる。		
第三者評価の委員		
所属	所属	所属
市内実習病院　病院長	令和 7 年 4 月 1 日 ～9 年 3 月 31 日	相模原市病院協会理事
市内病院　看護部長	令和 8 年 4 月 1 日 ～9 年 3 月 31 日	神奈川県看護協会相模原支部理事
市内病院　看護部長	令和 7 年 4 月 1 日 ～9 年 3 月 31 日	相模原市病院協会看護部長会長
市医師会事務局職員	令和 7 年 4 月 1 日 ～9 年 3 月 31 日	相模原市医師会事務局長
同窓会　役員	令和 7 年 4 月 1 日 ～9 年 3 月 31 日	卒業生
市職員	令和 7 年 4 月 1 日 ～9 年 3 月 31 日	相模原市
第三者評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） https://snvs.ac.jp/about/#assessment		
（備考）		
第三者評価未実施のため検討中。上記内容は学校関係者評価について記載しています。		

ｃ）当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） https://snvs.ac.jp/

（別紙）

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H114315000062
学校名（○○大学 等）	相模原看護専門学校
設置者名（学校法人○○学園 等）	公益財団法人相模原市健康福祉財団

１．前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		64人（ 37人）	60人（ 37人）	64人（ 37人）
内訳	第Ⅰ区分	16 人	16 人	
	（うち多子世帯）	（ ― 人）	（ ― 人）	
	第Ⅱ区分	― 人	11 人	
	（うち多子世帯）	（ ― 人）	（ ― 人）	
	第Ⅲ区分	― 人	― 人	
	（うち多子世帯）	（ ― 人）	（ ― 人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0 人	0 人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	― 人	― 人	
	区分外（多子世帯）	22 人	19 人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0人）
合計（年間）				64人（ 37人）
（備考）				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）第４条第２項第１号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第４９号）第２条第１項第２号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

２．前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（１）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	― 人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	― 人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	― 人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	― 人	人	人
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（２）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

（３）退学又は停学（期間の定めのないもの又は３月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0 人
３月以上の停学	0 人
年間計	0 人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

３．前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

（１）停学（３月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

３月未満の停学	0　人
訓告	0　人
年間計	0　人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
ＧＰＡ等が下位４分の１	0　人	人	人

４．適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	0人	人	人
ＧＰＡ等が下位４分の１	0人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。